

## 第4章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

#### 基本課題1 男女共同参画推進のための意識啓発

##### 1. 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、性差に関する偏見や固定的な性別役割分担意識を解消し、すべての人々が個人として尊重され、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場に参画していくことが重要です。本市がこれまでに実施した市民アンケートでは、固定的な性別役割分担意識を持つ人は減少傾向にありますが、引き続き、男女共同参画の実現にとって、障壁となっている慣行やしきたりの中に残る無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を解消し、だれもが互いに人権を尊重し、個性と能力が十分に発揮できるよう、男女共同参画への理解を促すための教育や啓発活動を継続していくことが大切です。

指標	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
男女の地位が平等であると考える市民の割合	8.6%	30%
固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	75.3%	80%
「女性のための相談」窓口の周知方法	4方法	6方法

※市の他の計画に基づく指標は、それぞれの計画に基づく目標年度における数値を記載しています。

## 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

### (1) 男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発

人々の生き方、働き方にさまざまな影響を与えている社会通念、慣行等の見直しが行われるよう、男女共同参画に関する広報・啓発活動を促進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-1-(1)-①	男女共同参画の意識啓発活動の推進	○男女共同参画セミナーや人権啓発講演会等の開催・人権啓発情報誌への記事掲載等、あらゆる機会を通じて啓発します。	人権協働課
I-1-(1)-②	多様な媒体を通じた男女共同参画の広報及び意識啓発活動の推進	○人権啓発情報誌への記事掲載のほか、市ホームページ等、あらゆる機会を通じて啓発します。	人権協働課
I-1-(1)-③		○男女共同参画に関する啓発記事を広報誌に掲載するとともに、啓発番組を制作し、市ケーブルテレビで放送します。	秘書広報課
I-1-(1)-④	男女共同参画の視点に立った刊行物等の表現の配慮	○男女共同参画の視点からの表現ガイドラインを更新します。	人権協働課

### (2) 男女共同参画に関する法制度の周知

男女共同参画の実現を社会全体の目標として共有するため、法制度を周知します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-1-(2)-①	男女共同参画に関する法制度の周知	○男女共同参画セミナーや人権啓発講演会等の開催・人権啓発情報誌への記事掲載等、あらゆる機会を通じて法制度を周知します。	人権協働課

### (3) 男女共同参画に関する学習機会の提供

男女共同参画を理解し、社会通念や慣行上の固定的な性別役割分担意識の見直しが進むように学習機会を充実します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-1-(3)-①	男女共同参画に関する学習機会の充実	○男女共同参画セミナーを開催します。	人権協働課
I-1-(3)-②		○市立図書館で行う所蔵資料展示のテーマの一つに「男女共同参画」を加えます。	中央図書館
I-1-(3)-③		○社会通念・慣行上の性別役割分担意識を見直すため、年齢・性別を問わず募集するさまざまな講座を開催します。	生涯学習課

### (4) 幼少期からの男女共同参画に関する理解促進

性差に関する偏見や固定的な性別役割分担意識は、長い時間をかけて人々の意識に形成されていきます。そのため、幼児期から男女共同参画意識を身に付けるために、子どもの発達段階に応じた内容の広報・啓発活動を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-1-(4)-①	幼少期からの男女共同参画に関する啓発	○幼児期人権教育事業(親子セミナー)等の機会を捉え、幼児や保護者を対象にわかりやすい資料配布等の啓発活動を行います。	人権協働課
I-1-(4)-②		○認定こども園・保育所で、親子を対象に幼児期人権教育事業(親子セミナー)を開催します。	こども教育課

### (5) 市職員及び事業所に対する研修の充実

男女共同参画の視点に立った行政と市民による協働のまちづくりを推進していくために、市職員が率先して男女共同参画の理解を深めます。そのために、市職員の研修機会を充実させるとともに、事業所等に対しても、積極的な研修の実施を働きかけます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-1-(5)-①	行政等における男女共同参画に関する研修の充実	○全職員を対象とした男女共同参画の研修を実施します。	人権協働課 人事課
I-1-(5)-②	事業所等における男女共同参画の研修の充実	○加東市企業人権教育協議会と連携し、研修会を開催します。	人権協働課

## 基本課題2 家庭や地域、保育・教育の場での教育の充実

### 1. 現状と課題

家庭や地域、学校での慣習や周囲の大人の言動等が子どもたちに与える影響は大きく、子どもたちは周囲の大人のふるまいや会話から人との関わり方や社会の仕組み等、さまざまなことを学びます。子どもたちが幼い頃から保護者や地域の人々、教職員等との関わりの中で、性別に関わらず、一人ひとりの個性と能力を認め、主体的な生き方ができるよう、あらゆる学習の場で男女共同参画意識づくりを引き続き推進することが重要です。

また、男女共同参画の意識づくりには、子どもと日常的に接する大人が、積極的に男女共同参画を実践していくことも重要です。しかし、本市の市民アンケートでは、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方に賛成する人が依然として多く、家事や介護、子どもの世話等の役割分担も女性に偏る傾向がみられます。そのため、家庭や地域、学校等において、子どもと接する大人の固定的な性別役割分担意識を解消し、子どもたちが、あらゆる場面において性別による制限を受けることなく、個性と能力を発揮し行動できる主体性を育てていく必要があります。

### 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

#### (1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進

幼児期からの男女共同参画の視点に立った保育・教育を推進し、子どもたちだれもが、お互いの人権と個性を尊重し、自分も他者も大切に考える考え方を形成できるように教育内容の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(1)-①	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	○教育活動全体を通して、自分も他者も大切に考える考え方を形成します。また、特別活動や家庭科等の学習を要に性別役割分担意識にとらわれず、お互いの良さを出し合い、協力しながら活動します。	学校教育課
I-2-(1)-②	男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進	○保育士、保育教諭が「絶対人権感覚」及び幼児期の発達段階についての理論を学ぶ幼児期人権教育事業（指導者養成セミナー）を開催します。	こども教育課

## (2) 教育・福祉・医療関係者等の研修の充実

教職員や保育教諭等の生き方や男女共同参画に対する考え方は、子どもに大きな影響を与えます。授業や事業の実施にあたって男女共同参画の意識を高めるための研修会を設定するなど、研修の充実を図ります。また、青少年教育活動の指導者等の社会教育に携わる人に対しても、さまざまな機会を活用し、男女共同参画の意識啓発に努めます。さらに、子どもと接する機会の多い福祉や医療の関係者に対しても男女平等・男女共同参画の視点に基づいて対応ができるよう、意識啓発に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(2)-①	教職員等に対する男女共同参画・人権教育の推進	○教職員一人一人が持てる能力を十分に発揮し、自分の能力や希望にあった生き方・働き方ができるようにします。また、研修会等で人権感覚の高揚を図ります。	学校教育課
I-2-(2)-②	青少年活動の指導者等に対する男女共同参画の推進	○スポーツ少年団において、男女共同参画の学習機会や研修の充実を図ります。	生涯学習課
I-2-(2)-③		○青少年補導委員・PTAを対象としたネットモラル研修を実施します。	青少年センター
I-2-(2)-④	福祉・医療関係者に対する男女共同参画の推進	○保育、保健、教育の母子保健関係者が集まり、母子保健に関する情報交換を実施します。	健康課

### (3) 男女共同参画の視点に立った子育ての推進

大人に固定的な性別役割分担意識がある場合、それが子どもに影響し、偏見を生み出す一因となります。大人が、子どもに期待する役割や将来像に性別による偏りがないかを見直し、一人ひとりの子どもの個性と能力を伸ばすために、男女共同参画の視点に立って子どもと接することができるように、意識啓発や学習機会の提供に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(3)-①	保護者への男女共同参画の啓発	○保護者世代を対象とした講演会や男性対象の家事講座を開催します。	生涯学習課 人権協働課
I-2-(3)-②		○子どもの個性を大切にする教育が行われるように、保護者等への啓発や研修、学習機会の充実に努めます。	学校教育課
I-2-(3)-③	固定的な性別役割分担意識にとらわれないキャリア教育の推進	○各学校においてキャリアノート・キャリアパスポートを有効に活用します。	学校教育課

### (4) 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活では、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに家族がお互いを尊重し、ともに協力し合うことが大切です。家族が家事、子育て、介護等の責任を共に担い、お互いに協力できるように、固定的な性別役割分担意識の見直しを促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(4)-①	家庭生活における男女共同参画に向けた意識啓発と学習機会の提供	○保護者世代を対象とした講演会を開催します。	生涯学習課 人権協働課

## 基本課題3 相談・情報提供の充実

### 1. 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画の視点から身近な困りごとを解決していくことが必要となります。例えば、市民アンケートでは、9.7%の人がセクシュアル・ハラスメントの被害にあった経験があると回答しており、女性では約14%の人が被害にあったことがあると回答しています。セクシュアル・ハラスメントは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、あってはならないものです。その背景には、性別に対する偏見や差別意識が影響していることもあることから、セクシュアル・ハラスメントの発生防止に向けて男女共同参画に関する情報提供や意識啓発に取り組むとともに、十分な相談支援に取り組む必要があります。

### 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

#### (1) 各種相談窓口の周知

男女共同参画の視点に立って市民のさまざまな悩みごとや困りごとに対応できるように、相談体制の充実に取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-3-(1)-①	各種相談窓口の周知	○各福祉センターにおいて「心配ごと相談」を実施するとともに、市と連携して総合相談を開設し、その周知に努めます。	社会福祉協議会
I-3-(1)-②		○「女性のための相談」を実施するとともに、その周知に努めます。	福祉総務課

#### (2) 男女共同参画に関する情報提供の充実

男女共同参画に関する催しや活動、図書等の情報を広く市民に周知します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-3-(2)-①	男女共同参画に関する情報提供の充実	○人権啓発情報誌や市ホームページ等により男女共同参画に関する行事等の広報や図書貸出等の情報提供を行います。 ○人権啓発講演会等の場を利用して啓発します。	人権協働課

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画

### 基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画



#### 1. 現状と課題

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、政策・方針決定過程に、女性が参画することは、女性のキャリア形成における可能性を広げるだけでなく、子育てや介護、地域活動等の男女共同参画が進み、あらゆる人々が暮らしやすい社会の実現につながります。

近年は、雇用に関する法律・制度の整備が進んだことや、男女共同参画の理念が理解されてきたことにより、各種審議会等委員に占める女性の割合が向上しつつありますが、依然として組織・団体等における意思決定の場への女性の登用は少ない状況にあります。

本市では、事業所・民間団体等へのポジティブ・アクションの啓発をはじめ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進してきました。しかし、本市の審議会等委員に占める女性割合は、2022（令和4）年時点で25.7%と目標値である30.0%に達していないことから、女性の活躍を推進していくために、あらゆる場面における市民の男女共同参画意識を高め、引き続き、政策・方針決定の場への女性の積極的な登用促進や女性リーダー育成が重要です。

指標	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
審議会、委員会における女性委員の割合	25.7%	30%
市の一般行政職の管理職（副課長級を含む）に占める女性職員の割合	36%	40%
市の男性職員の育児休業取得率	77.8%	85%
男女共同参画に係る自主活動グループ数	1団体	3団体
自主防災組織の防災訓練への女性の参加率	38.8%	40%

※市の他の計画に基づく指標は、それぞれの計画に基づく目標年度における数値を記載しています。

※参考：男性職員の育児休業取得率（2021（令和3）年度現状値）国：34.0% 兵庫県8.6%



## 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

### (1) 審議会等の委員への女性登用の促進

審議会、委員会等の委員への女性の積極的な登用を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。また、市の女性職員の管理職への登用や人材育成を進めるとともに、地域の事業所等へ働きかけます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-1-(1)-①	審議会、委員会等の委員への女性登用の促進	○審議会等の委員への女性の積極的な登用を図り、女性の政策・方針決定過程への参画を推進します。	全課
II-1-(1)-②	市の女性職員の管理職への登用の促進	○スキルアップのための各種研修への積極的な受講を促すとともに、係長への早期昇任制度を周知・活用することで、女性職員の管理職への登用を促進します。	人事課
II-1-(1)-③	事業所に対する管理職への女性登用に向けての啓発	○管理職への女性登用に関する情報収集に努め、加東市商工業かわら版LINE等を活用して啓発します。	人権協働課 商工観光課

### (2) 女性リーダーの育成とネットワークづくり

各分野で活動する女性の情報を収集し、女性リーダーとして意欲を持って活躍できるよう人材育成に努めます。また、さまざまな活動をする女性や市民団体等が、互いに交流する機会を設けるなど、ネットワークづくりを推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-1-(2)-①	女性の人材育成と支援	○男女共同参画セミナーを通じて人材育成を行います。	人権協働課 人事課
II-1-(2)-②		○人材の情報収集やネットワークづくりを支援します。	
II-1-(2)-③	自主活動グループの育成・支援	○女性が活躍している団体の活動を支援します。	生涯学習課
II-1-(2)-④		○男女共同参画セミナー等の開催を通じて、自主活動グループを育成・支援し、女性リーダーの育成を行います。	人権協働課

## 1. 現状と課題

わが国においては、家事・子育て・介護等の家庭生活や、地域における日常的な付き合いは女性の役割として期待されてきました。そのことは、広く社会における女性の活躍を阻むことになりました。一方、男性は仕事中心の生活を期待されることによって、家庭生活や地域活動への参画が困難になりました。しかし、男女共同参画社会形成のためには、男性は、仕事中心の生活を見直し、性別に関わらず家事・子育て・介護等の家庭生活や地域活動に参画できる環境を整える必要があります。また、女性の社会進出等による晩婚化及び女性の出産の高年齢化の結果、子育てが終わらないタイミングで親の介護が始まるダブルケア<sup>※1</sup>の状況に直面もするケースも増えていることから、男性の家庭生活や地域活動への参画がより一層必要とされています。

2021（令和3）年に育児・介護休業法が改正され、2022（令和4）年4月から、個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境の整備の措置の義務化、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されました。さらに、同年10月には、男性の育児休業取得促進にむけて、子の出生後8週間以内に4週間までの育児休業取得や分割取得が可能になりました。しかしながら、男性の仕事中心の考え方や従来の働き方が未だ根強く、依然として家事や子育て、介護の負担が女性に偏っている現状があります。

今までは、育児・介護休業を取得するのは女性という認識がありましたが、これからは男性も女性と同様に育児・介護休業を取得し、家事や子育て、介護等に参画していくことが重要です。

---

※1 ダブルケア

晩婚化と出産年齢の高年齢化により、子育てと介護に同時に携わる際の負担等の問題。

## 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

### (1) 男性の子育て・介護への参画促進

男性の家事や子育て、地域活動等への参画を推進するために、男性の働き方や家庭生活への参画等について意識啓発に取り組むほか、男性対象の家事講座等を開催します。その際には、子育て中でも気軽に参加できるように託児を実施するなど、より多くの男性が参加できるよう工夫します。また、市内の事業所に対し、労働者一人ひとりがライフスタイルや希望に応じた柔軟な働き方ができるよう啓発します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-2-(1)-①	男性の子育て・介護への参画促進	○育児・介護休業制度に関する情報収集に努め、事業所へ情報提供することで男性の子育て・介護への参画を促進します。	人権協働課 商工観光課
II-2-(1)-②	男性向けの家事講座の開催	○男性対象の家事講座等を開催します。	人権協働課

### (2) 男性の育児・介護休業の取得促進

子育てや介護を担う男性の休暇または休業の取得が進むよう、育児・介護休業制度の周知や、事業主への両立支援等助成金制度の周知等に取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-2-(2)-①		○市職員の育児・介護休業の取得を促進します。	人事課
II-2-(2)-②	男性の育児・介護休業の取得促進のための啓発	○育児・介護休業制度に関する情報収集に努め、それらを事業所へ情報提供することで男性の育児・介護休業制度の取得を促進します。	人権協働課 商工観光課

### (3) 子育てや介護を担う男性への理解促進

男性が仕事と子育て・介護の両立を可能にするためには、職場の理解と配慮が必要です。事業所への研修を促すなど、子育て・介護を担う男性が働きやすい環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-2-(3)-①	事業所に対する働き方の見直しに関する啓発	○多様な働き方に関する情報収集に努め、加東市商工業かわら版 LINE 等を活用したり、加東市企業人権教育協議会と連携し啓発します。	人権協働課 商工観光課

## 基本課題3 雇用分野、農業・自営業等の分野における男女共同参画

### 1. 現状と課題

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。就業を希望する人が性別や年齢、障害の有無等に関わらず、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、職場における多様な人材の活用をめざす「ダイバーシティ」の推進にもつながります。特に、女性の就業促進は、少子高齢化が進むわが国において、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化に重要な役割を持っており、職場の多様性を高めるとともに、女性の活躍を推進していく上で重視されています。

そのため、雇用分野、農業・自営業等の分野における、男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向けて、職場での性別間格差の是正や就業支援、就労継続支援に取り組み、就労を希望する女性が意欲を持って働ける環境を整えることが重要です。また、自営業者においては適切な労働時間や休日の確保等の労働環境を整えるとともに、家族従事者として働く女性の労働内容を適正に評価することが重要です。

### 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

#### (1) 均等な雇用機会と待遇の確保

事業所に対して、雇用の場における固定的な性別役割分担意識の解消や男性中心の職場慣行の是正や働き方の見直しにより、制度上だけでなく、実質的に平等な雇用機会と待遇の確保を促進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(1)-①	平等な職場環境の確立に向けた啓発	○職場環境における男女平等に関する法制度等の情報収集に努め、加東市商工業かわら版 LINE 等を活用して啓発します。	人権協働課 商工観光課
II-3-(1)-②	職場での心身の健康管理と母性保護の充実のための啓発	○心身の健康や母子保護についての情報収集に努め、加東市商工業かわら版 LINE 等を活用して啓発します。	人権協働課 商工観光課

## (2) 就労・起業を望む女性に対する支援の充実

就労を希望する女性が、性別を理由とする不利益を被ることなく意欲を持って働き、能力を發揮して活躍することができるよう、就労支援や就労継続支援に取り組みます。また、起業に意欲的な女性に対する積極的な起業支援を行います。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(2)-①	女性の能力開発への支援の充実	○創業塾や創業セミナー等を通じて、女性の能力開発を支援します。 ○兵庫県・関係団体の主催する能力開発セミナーの情報を提供します。	商工観光課
II-3-(2)-②	女性の再就職・起業支援の充実	○女性の再就職や起業のためのセミナーを開催します。	人権協働課
II-3-(2)-③		○加東市就労支援室で女性の再就職支援を行います。 ○創業塾や創業セミナー等を通じて女性の起業を支援します。	商工観光課

## (3) 農業・自営業等における男女共同参画の促進

農業・自営業種における男女共同参画の意識啓発を進め、経営や方針決定過程への女性の参画を促進し、性別に関係なく能力を發揮できる環境を整えます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(3)-①	経営や方針決定過程への女性の参画促進	○農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の参画を促進します。	委員会事務局

## (4) ダイバーシティの推進

職場において性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、就労意欲のあるあらゆる人が活躍できるように、ダイバーシティの推進を啓発します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(4)-①	ダイバーシティの推進のための啓発	○ダイバーシティに関する情報収集に努め、加東市商工業かわら版 LINE 等を活用して啓発します。	人権協働課 商工観光課

## (5) 事業主行動計画の策定の推進

女性活躍推進法に基づく、民間企業等を対象とした「一般事業主行動計画」の策定が進むよう啓発します。また、市においては、策定している「特定事業主行動計画」の取組を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(5)-①	事業主行動計画の策定推進のための啓発	○加東市商工業かわら版 LINE 等を活用し、一般事業主行動計画について啓発します。	人権協働課

1. 現状と課題

少子高齢化や価値観の多様化によって、地区自治会運営をはじめとする地域活動の担い手不足が顕在化しています。誰もが暮らしやすい活力のある地域社会を実現するためには、地域活動における男女共同参画を推進し、女性や若者等、すべての人々が共に地域を支える対等な一員として、あらゆる地域活動に参画することが必要不可欠です。

また、日常の地域活動のほか、大規模災害等の非常時の対応においても、男女共同参画の視点をもって取り組むことが重要です。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが暮らしやすい活力のある地域社会をめざして、すべての人々が地域社会の発展を支える一員として、あらゆる地域活動に参画できる機会をつくります。また、住民同士が地域について十分に話し合い、共通理解のもとで活動を進めていくよう啓発するとともに、女性の積極的な参画と登用を促進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-4-(1)-①	地域活動における方針決定過程への女性の参画促進	○人権啓発情報誌等を通じて、女性が自治会活動へ参加しやすい環境づくりについて啓発し、地区役員への女性の登用を促進します。	人権協働課
II-4-(1)-②		○各種団体の主体性に配慮したサポートを行いながら、女性の活躍を支援します。	社会福祉協議会
II-4-(1)-③		○地域での指導者である社会体育推進委員への女性の参画を促進します。	生涯学習課
II-4-(1)-④	地域活動への参画機会の充実	○子育て中の親子が気軽に集い、地域に根ざした居場所づくりの形成に取り組みます。	社会福祉協議会
II-4-(1)-⑤		○地域での指導者である社会体育推進委員への女性の参画を促進します。	生涯学習課

### (2) 防災・防犯における女性の参画促進

男女共同参画の視点を踏まえ防災対策・防犯活動支援を行うとともに、自治会等の地域コミュニティにおいても、固定的な性別役割分担意識にとらわれない活動が推進できるよう、女性の積極的な参画を促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-4-(2)-①	防災活動における女性の積極的な参画促進及び人材育成	○自主防災組織の防災訓練において、女性の参加率が高まるよう啓発を行います。	防災課
II-4-(2)-②	防犯組織・見守り隊等への女性参画促進と活動支援	○防犯協会への女性の加入を促します。	防災課
II-4-(2)-③		○補導委員の推薦団体に女性の参画を呼びかけるほか、見守り隊の活動への女性参画を促進します。	青少年センター

### (3) ボランティア活動や地域活動への参画促進

ボランティア活動や地域活動への参画を促し、一人ひとりが個性や能力を発揮して、互いに助け合い、支え合う地域づくりを推進します。その際には、役割や意思決定が特定の性別や年齢に偏ることがないように、男女共同参画の視点を含め、あらゆる人々との協働を促します。また、市民の自主活動グループの育成や支援、ネットワークづくりにより、地域で男女共同参画を進めるリーダーを養成します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-4-(3)-①	ボランティア活動や地域活動への参画促進	○各事業を通じてボランティア活動の活性化や普及啓発、人と人を結ぶコーディネートに努めます。	社会福祉協議会
II-4-(3)-②	自主活動グループの育成・支援	○男女共同参画セミナー等の開催を通じて、自主活動グループを育成し、活動の支援や女性リーダーの育成を行います。	人権協働課

## 基本課題5 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 1. 現状と課題

少子高齢化が進行する現代社会においては、すべての人々が活躍することが求められており、人々の意識においても共働きや女性のキャリアの継続が望まれていることから、ワーク・ライフ・バランスがとれた働き方の推進が必要不可欠となっています。

年齢や性別に関わらず、すべての人々が健康を維持し、ライフステージに応じて、自らの希望するワーク・ライフ・バランスで自分らしく生活することができるよう、働き方の見直しや、保育や介護サービスの充実に取り組み、多様な働き方を可能にする環境づくりを推進することが重要です。

### 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

#### (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発

固定的な性別役割分担意識によって「男性は仕事」、「女性は家庭」と役割を決めてしまわずに、仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発等、さまざまな活動を自ら希望するワーク・ライフ・バランスで実現できるように、意識啓発を進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-5-(1)-①	ワーク・ライフ・バランスの啓発	○ワーク・ライフ・バランスに関する情報収集に努め、人権啓発情報誌や市ホームページ、加東市商工業かわら版 LINE 等を活用したり、加東市企業人権教育協議会と連携し啓発します。	人権協働課 商工観光課

#### (2) 多様な働き方を可能にする環境整備

仕事と家庭生活・地域活動等の両立をめざし、希望するワーク・ライフ・バランスや子育て・介護等の状況に応じた働き方ができるよう、意識啓発や環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-5-(2)-①	多様な働き方の啓発	○多様な働き方に関する情報収集に努め、人権啓発情報誌や市ホームページ、加東市商工業かわら版 LINE 等を活用して啓発します。	人権協働課 商工観光課
II-5-(2)-②	保育環境・介護環境の充実	○認定こども園・保育所、アフタースクール等で受入環境を整え、保護者の就労と子育ての両立を支援します。	こども教育課
II-5-(2)-③		○介護に関する相談窓口の開設時間の延長により、相談体制の充実に図ります。	高齢介護課
II-5-(2)-④		○地域生活支援事業の利用者の状況に応じて支援します。	社会福祉課



## 基本目標Ⅲ お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり

### 基本課題1 すべての市民の生涯にわたる健康支援

#### 1. 現状と課題

すべての人々が互いの心身の特性を十分に理解し、互いに尊重し合うことは、男女共同参画社会形成の前提と言えます。病気にかかる状況は男女で異なることもあることから、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点を持って、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、生涯にわたる健康を保持していくことが大切です。特に女性は思春期、出産期、更年期、老年期等、人生の各段階に応じてさまざまな健康面の変化やリスクを有するため、長期的、継続的かつ総合的な視点に立って、健康の増進を支援していく必要があります。

また、子どもの頃から心と体に関する正しい知識を身に付けることにより、すべての人々が心身の健康維持に努め、自分らしく多様な生き方を実現することができるよう、地域ぐるみで生涯を通じた健康づくりへの支援に取り組むことが重要です。

指標		現状値 (2022 年度)	目標値 (2028 年度)
まちぐるみ総合健診総受診者数		3,863 人	4,200 人
女性のがん検診受診率	乳がん検診	22.2% (2021 年度)	23.4% (2027 年度)
	子宮頸がん検診	18.6% (2021 年度)	19.8% (2027 年度)
特定健康診査及び人間ドック受診率		37.7% (2021 年度)	49% (2027 年度)
親子子育てサークル活動延べ参加人数		1,935 人	2,200 人
小地域福祉活動実施地区数		76 地区	96 地区

※市の他の計画に基づく指標は、それぞれの計画に基づく目標年度における数値を記載しています。

## 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

### (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

年齢に応じた健康管理や心と体の健康づくりを支援し、健康を脅かす問題への取組を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-1-(1)-①	心と体の健康づくりの推進	○特定健診、胸部検診、胃がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診、骨粗鬆症検診、歯周病検診、物忘れ診断のタッチパネル等をまちぐるみ総合健診で実施します。	健康課
III-1-(1)-②		○国民健康保険被保険者に対し、集団健康診査、個別健康診査、人間ドック受診費用助成を行います。	保険医療課

### (2) 思春期における保健衛生の推進

子どもの発達段階に応じて、心と体の健康に関する正しい知識を習得し、自らの生と性に対する自尊心を高め、自分も他者も大切にすることを育てます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-1-(2)-①	思春期における保健衛生の推進	○高校生を対象に妊娠、出産、子育てや健康づくりについての講義を行います。	健康課
III-1-(2)-②		○小学校体育科（保健）、中学校保健体育科での学習を中心に、学校教育活動全体を通じて、発達段階に応じた指導を行います。	学校教育課

### (3) 生涯を通じた女性の健康支援

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点に立った啓発を推進します。また、思春期、妊娠・出産期、子育て期、青壮年期、更年期、老年期という人生の各段階に応じて、女性が主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-1-(3)-①	妊娠・出産期における女性の健康支援	○妊娠届出をした妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供します。	健康課
III-1-(3)-②	年齢に応じた女性の健康づくりの推進	○乳がん検診と子宮頸がん検診を実施します。	健康課
III-1-(3)-③	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の普及啓発	○高校生を対象に妊娠、出産、子育てや健康づくりについての講義を行います。	健康課

## 基本課題2 あらゆる暴力の根絶

### 1. 現状と課題

身近な人から受ける暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス））は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DV被害者の多くは女性であり、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害の増加は社会問題にもなっています。その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差等があるといわれており、男女共同参画社会を形成するうえで解決しなければならない重大な課題となっています。また、DVの目撃は子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為でもあるため、被害者の子どもへの支援も含めた的確な対応が求められています。

さらに、被害者が子どもや高齢者、障害者、外国人等の場合には、複合的に困難な状況に置かれている可能性があり、よりきめ細かな支援が必要となるほか、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）<sup>※1</sup>等の広がりに伴い、それらを使用した暴力等が発生していることから、多様な暴力への対応が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力の防止と根絶のために、一人ひとりが互いの人権と尊厳に対する意識を高められるよう啓発し、子どもから大人まですべての市民が一体となって、あらゆる暴力を許さない環境を整えることが重要です。

---

※1 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）  
登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

## 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

### (1) 暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進

すべての市民の人権意識を高めるとともに、女性に対するあらゆる暴力が、女性の基本的人権を侵害する重大な問題であるという認識を深めることにより、どのような暴力も許さない環境づくりを進めます。また、被害を受けた際の相談窓口や相談方法を周知するとともに、プライバシーに配慮した相談体制の充実を図るほか、リベンジポルノやストーカー行為等、多様化・悪質化する暴力の防止についての啓発を推進し、被害の未然防止に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-2-(1)-①	人権尊重についての意識啓発の推進	○交際相手等と互いの人権を尊重する関係を築くことができるよう、中学生を対象に、デートDV防止授業を開催します。	福祉総務課
III-2-(1)-②	多様化する暴力の防止に関する啓発	○人権啓発情報誌への記事掲載や人権啓発講演会等のあらゆる機会を通じて、相談窓口を周知します。	人権協働課
III-2-(1)-③		○児童・生徒や教職員、PTA、補導委員等を対象としたネットモラル研修において最新の情報を提供します。	青少年センター

### (2) あらゆるハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとするさまざまなハラスメント防止対策に取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-2-(2)-①	市役所等、公的機関におけるハラスメント防止対策の推進	○職員に対するヒアリングや研修等、ハラスメントの防止に努めます。	人事課
III-2-(2)-②		○教職員研修の充実を図り、ハラスメント防止の意識啓発に努めます。	学校教育課
III-2-(2)-③	事業所におけるハラスメント防止対策の推進	○ハラスメント防止対策に関する情報収集に努め、加東市商工業かわら版LINE等を活用して啓発するほか、加東市企業人権教育協議会による研修を促します。	人権協働課

### (3) 虐待防止対策の推進

あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、子ども、高齢者及び障害者に対する虐待防止対策を推進します。虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう関係機関との連携を強化します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-2-(3)-①	児童虐待防止対策の推進	○子育て支援プラン検討会を開催し、関係機関と情報共有や支援方針を検討します。	健康課
III-2-(3)-②		○関係機関と定期的な情報交換を行い、適切な支援を行います。また、要保護児童対策地域協議会関係会議において、他機関と連携が図られるよう調整を行います。	福祉総務課
III-2-(3)-③	高齢者虐待防止対策の推進	○高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において、関係機関・団体と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援を行います。	高齢介護課
III-2-(3)-④	障害者虐待防止対策の推進	○虐待疑い等の相談や通報があった場合、速やかに障害者の安全確認と事実確認を実施します。また、状況に応じて関係機関と連携し、障害者の保護、養護者への相談、指導及び助言等、虐待解消に向けた支援を行います。 ○障害者虐待防止や早期発見のための周知を行います。	社会福祉課

## 基本課題3 安心して子育てができる環境の整備・充実

### 1. 現状と課題

社会活動や個人の生き方が多様化する中で、子育てをしながらライフスタイルを柔軟に選択し、やりがいや責任を持って仕事に取り組むためには、充実した子育て支援が必要不可欠です。また、女性活躍を推進するためには、就労を希望する女性が仕事と子育てを両立して働き続けられる環境の整備が求められています。

しかし、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、子育てに関して身近な人からの助言や協力を得にくくなっており、子育てに不安や困難を抱えたまま地域から孤立してしまう場合があります。そのため、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育てにわたり、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

本市は国や兵庫県に比べて子育て世代の女性の就業率が高いため、子育てと仕事を両立できる環境整備の推進が必要不可欠です。引き続き、子育てにおける男女共同参画への意識を醸成するとともに、誰もが安心して子どもを産み育てられる社会の形成に向け、それぞれのライフスタイルに対応した子育て支援サービスの提供や相談体制の充実が必要です。

### 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

#### (1) 地域ぐるみで子育てに参画できる環境の整備・充実

子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方を選択するためには、身近な大人が、家庭生活や子どもへの関わりにおいて、男女共同参画を実践することが大切です。家庭と地域が連携し、保護者をはじめ、子育てに関わるすべての人たちの学習を進め、地域で子どもを育む意識を高めるとともに、子育てグループの育成や支援を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-3-(1)-①	家庭・地域での子育て意識の醸成	○児童館等で、子育てに関する講座や親子・多世代が交流できるイベント等を開催します。	こども教育課
III-3-(1)-②		○保健師・栄養士の講話、沐浴指導等を行います。	健康課
III-3-(1)-③	子育てに関する講座の充実	○児童館等で、子育てセミナーや兵庫教育大学と連携した講座を開催します。	こども教育課
III-3-(1)-④		○保健師・栄養士の講話、沐浴指導等を行います。	健康課
III-3-(1)-⑤	子育てグループの育成・支援	○子育て中の親子が気軽に集い、地域に根ざした居場所づくりの形成に取り組めます。また、子育て世代が情報を得やすいようにSNS等の活用を検討します。	社会福祉協議会
III-3-(1)-⑥		○未就園児とその保護者が集まり、遊びや制作等を通じて、交流を深める子育てサークル活動の場を提供するとともに、その活動を支援します。	こども教育課

(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

家族形態や就労形態等により、だれもが過度の負担を感じることなく子育ての喜びや楽しみを感じられるよう、保育ニーズに的確に対応したサービスを提供するとともに、関係機関の連携を強化して相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭の自立支援に取り組み、安心して子育てができる環境を整えます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-3-(2)-①	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等の保育サービスを提供します。</li> <li>○家庭の事情等で突発的に子育て支援を受けたい方のために、新たな一時預かりサービスを検討します。</li> </ul>	こども教育課
III-3-(2)-②	子育てに関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内4か所で地域子育て支援拠点事業を実施し、親子の交流機会の提供や相談、情報提供を行います。</li> <li>○市内2か所で利用者支援事業を実施し、施設や支援事業を適切に利用できるようサポートします。</li> </ul>	こども教育課
III-3-(2)-③		<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師による発達相談、臨床心理士による心理相談や発達検査、言語聴覚士による言語相談、理学療法士、作業療法士による運動発達相談を実施します。</li> </ul>	発達サポートセンター
III-3-(2)-④		<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども家庭支援員等が家庭に関するさまざまな悩みの相談に応じ、解決方法を一緒に考えます。</li> </ul>	福祉総務課
III-3-(2)-⑤		ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子家庭等自立支援教育訓練給付金や母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給を通じ、ひとり親家庭への経済的支援と自立支援の充実を図ります。</li> </ul>

## 基本課題4 すべての人が安心して暮らせる環境の整備・充実

### 1. 現状と課題

男女共同参画社会は、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会です。しかし、一方では、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい人もおり、このような状況に置かれている人々の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせるための環境整備を推進していくことが求められています。また、性的マイノリティであることや、高齢者や障害者、日本で暮らす外国人等であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合には、一人ひとりに対する理解を深め、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

また、性の多様性に関する知識と理解を深めるとともに、ヤングケアラーやひきこもり等、その背景に複合的な課題を抱えた人の支援を充実させる必要があります。

### 2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

#### (1) 高齢者・障害者等の保健福祉の充実

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、男女共同参画の視点から健康づくりや介護予防を充実させるとともに、地域で暮らす人が共に助け合い、支え合う福祉のまちづくりに取り組みます。また、地域包括ケアシステムの推進により、身近な地域で安心して介護を支える体制の充実を図るほか、両立支援制度について啓発し、家族の皆が介護を担う環境を整えます。また、男性介護者が孤立せずに安心して介護を担えるように、相談体制の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-4-(1)-①	健康づくりと介護予防施策の推進	○各地区の公民館等で、血圧測定等の健康チェックや個別健康相談、健康講話や料理教室を開催します。	健康課
III-4-(1)-②		○まちかど体操教室の新規設置・既存グループの継続のため、リハビリ専門職等と連携協力し、体操やフレイル予防の集団指導と必要時個別相談等支援を行います。	高齢介護課



施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-4-(1)-③	共に支え合う地域づくりの推進	○地区単位に、基本活動・つどい型福祉活動・たすけあい活動をきっかけとして、人と人との関係づくりを促進します。	社会福祉協議会
III-4-(1)-④		○民生児童委員に対し、気になる高齢者の把握や見守りを依頼するとともに、福祉カードを活用し、連携を図ります。 ○シニアクラブの活動についての相談に対応します。	高齢介護課
III-4-(1)-⑤	安心して介護できる環境の整備	○茶話会形式で、思いが気兼ねなく話せる会を定期的で開催します。	社会福祉協議会
III-4-(1)-⑥		○介護負担の軽減が図られるよう、ひとり外出見守り・SOS ネットワーク事業、お出かけ安心 GPS 事業等の介護者支援事業を展開します。	高齢介護課
III-4-(1)-⑦		○手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取り替えなど、重度心身障害者等が居宅生活において生活しやすくするための改修費を助成します。	社会福祉課
III-4-(1)-⑧	介護に関する相談体制の充実	○介護者からの相談に専門知識や経験を有する職員が応じるとともに、より幅広く対応するため必要に応じて関係機関と連携し支援します。	社会福祉課
III-4-(1)-⑨		○生活や介護に関する相談、権利擁護に関する相談、認知症ケアに関する相談に訪問、来所、電話により対応します。	高齢介護課

## (2) 複合的に困難な状況に置かれている女性への支援

障害があること、外国人であること、部落差別の問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合について必要な支援に取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-4-(2)-①	多様性を踏まえた人権教育や啓発による理解促進	○人権啓発情報誌への記事掲載や人権啓発講演会等のあらゆる機会を通じて、さまざまな人権課題について啓発を行います。 ○困難な状況にある人に対して、関係機関が連携して支援します。	人権協働課
III-4-(2)-②	外国人に対する支援の充実	○人権啓発情報誌への記事掲載や人権啓発講演会等のあらゆる機会を通じて、外国人の人権について啓発します。	人権協働課

## (3) 性の多様性に対する理解の促進

ジェンダーについて学ぶとともに、性の多様性について理解を深め、誰もが性的指向やジェンダーアイデンティティ<sup>※1</sup>等によって差別や偏見を受けることがないように、広報・啓発活動を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-4-(3)-①	性の多様性に関する啓発	○人権啓発情報誌への記事掲載や人権啓発講演会等のあらゆる機会を通じて、性の多様性について啓発をします。	人権協働課

※1 ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備

### 基本課題 1 男女共同参画推進に向けた体制・連携の強化

#### 1. 現状と課題

男女共同参画の推進にかかる施策は多岐にわたるため、各課がさまざまな事業を行う際に男女共同参画の視点を取り入れるよう施策を総合的に展開し、協力体制を確立することで市役所の全体の問題として取り組むことが重要です。また、すべての市職員が男女共同参画を正しく理解し、施策の推進を行うことが重要であるため、市職員のさらなる意識づくりを行うとともに、国・兵庫県・近隣市町等との連携を図り、より有効で実効性の高い施策を総合的に実行できる体制づくりが重要です。

さらに、市が一事業者として男女共同参画社会に向けた取組を率先して行うことで、民間企業や地域・団体のモデルとなることが重要です。

指標	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
男女共同参画推進ネットワーク会議の開催回数	新規	1回

#### 2. 行政の取組 - 施策の基本的方向と内容 -

##### (1) 庁内連携体制の強化

全庁的に男女共同参画の取組を進めるため、庁内連携体制を整備し連携強化を図ります。また、男女共同参画の推進のためにさまざまな情報収集・発信、各種相談、活動の支援を行う男女共同参画センターの設置を検討します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
IV-1-(1)-①	庁内連携体制の強化	○庁内における横断的な連絡調整を行います。	人権協働課
IV-1-(1)-②	市職員の意識づくりの推進	○全職員を対象とした男女共同参画の研修を実施します。	人権協働課 人事課
IV-1-(1)-③	男女共同参画の積極的な推進	○子の出産等が見込まれる男性職員の育児休業等の取得を促進します。	人事課

## (2) 国・兵庫県等関係機関との連携

国・兵庫県や関係機関、近隣市町との連携を図りながら推進することはもとより、国・兵庫県等に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
IV-1-(2)-①	国・兵庫県等関係機関との連携	○近隣市町との連携や情報収集に努めることにより、施策を有効かつ実効性の高いものにします。	人権協働課

## (3) 進捗状況の調査

毎年、本計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を点検して、計画の進捗管理を行います。また、加東市男女共同参画市民会議へ進捗状況を報告し、評価及び提言を受け、当計画の実効性を高めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
IV-1-(3)-①	加東市男女共同参画市民会議による評価	○加東市男女共同参画市民会議において、プランの推進について意見を聴取し、必要に応じて、施策や事業の見直し等の協議・検討を行います。	人権協働課